

令和2年度 環境物品等の調達に関する基本方針の改定案に対する意見及び対応方針

添付資料2

| 意見 | | 対応方針 | 計 |
|------------------|---|--|----|
| | | | 16 |
| ①自動車等 | | | 2 |
| 自動車 | <p>電動車等の調達推進を図ることに賛同</p> <p>普通乗用車の乗車定員について、道路交通法や道路運搬車両法及びそれらの配下の法令等に基づき10人以下で明確に区切るべきであり、小型バス・バス等については11人以上とすべきである。</p> | <p>—</p> <p>○乗用車に係る判断の基準における乗用車の定義については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づく「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号）」に準じております。このため、原案のとおりとします。</p> <p>○小型バスの定義である備考6の記載については、御意見を踏まえ、「乗車定員11人以上」に変更させていただきます。</p> <p>○バス等に係る判断の基準のうち燃費基準については、省エネ法の平成27（2015）年度のトップランナー基準に基づいており、対象となるバス等（一般バス及び路線バス）も省エネ法の対象に準じております。このため、原案のとおりとします。</p> | 1 |
| ②設備 | | | 1 |
| ウェブ会議システム | <p>ペーパーレス化について、行政等への手続きについて、その正当性・公正性が重要であるので、それを損なう様な、本末転倒な事態が無いようにされたい。</p> | <p>今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。</p> | 1 |
| ③役務 | | | 6 |
| 庁舎等において営業を行う小売業務 | <p>2020年7月より運用されている「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」においては、澱粉系プラスチックなど多様な植物由来素材（バイオマス）を配合したプラスチック製レジ袋も対象になっているため、ガイドラインの対象とする素材の整合を図るべき。</p> | <p>プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による率先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |

| | 意見 | 対応方針 | 計 |
|--|--|--|---|
| | <p>バイオプラスチック導入ロードマップのパブリックコメント案においては、2030年にバイオマスプラスチックの国内導入量を200万トンとする目標設定がされており、澱粉系プラスチックについても対象としている。既に、多様なバイオマス由来素材が、レジ袋やごみ収集袋の素材として活用されており、工場において製造端材を再生利用している場合もあるため、「植物由来の複合プラスチック」についても対象としていただきたい。</p> | <p>プラスチック資源循環戦略に基づく「バイオプラスチック導入ロードマップ」においては、ライフサイクル全体で持続可能性が高まっていることが確認されたものを使用していくことが導入の基本方針として示されています。また、プラスチック製品領域毎の導入に適したバイオマスプラスチックとして「プラスチック製買物袋（レジ袋）」は、使用後の影響の観点から、リサイクル調和性の高い『類型1（バイオマスプラスチック（非生分解性）の内、リサイクルに悪影響がないもの。具体的にはバイオマス由来の汎用プラスチック等）』を導入することとされています。</p> <p>その上で、プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による率先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |
| | <p>グリーン購入法においては、「資源米複合プラスチック」は対象外となっているが、「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン（2020年7月施行）」においては、「プラスチック」に限定しておらず、「c. バイオマス素材の配合率が25%以上のものバイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）を化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することにより製造された素材の重量が、プラスチック製買物袋のプラスチックの重量の25%以上を占めるもの」と定義されている。同省内の施策としては、対象物の定義や条件は、ガイドラインに合わせた方が事業者及び消費者としても混乱がなく、また、菅首相が推進している「2050年カーボンニュートラルの目標達成」に向け、施策の効果が増すのではないか。</p> | <p>プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による率先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |
| | <p>「複合素材プラスチック」についても対象としていただきたい。ワンウェイのプラスチック製の買物袋は、自治体指定ゴミ袋を導入していない自治体においては、ゴミ袋をして再利用されていることが多い状況であり、また、ワンウェイのプラスチック製の買物袋を再生利用することは、回収面において現実的ではないと思われる。実際、再生利用するためには、“素材が単一であることのほか、回収方法や再生利用先の確保や、製品特性や目的より求められるスペック、製品特性・品質なども含めて検討する必要がある。”「プラスチック資源循環戦略」で掲げている“2030年までにバイオマスプラスチックを約200万t導入”、及び「2050年カーボンニュートラルの目標達成」を達成するためには、まずはバイオマスプラスチック製品の普及・代替を幅広く目指すべきであり、その上で、将来的に、再生利用可能なバイオマスプラスチック製品の普及を目指していくことが重要ではないか。複合素材でも、工場での製造端材を再生利用している場合もあり、生産時での再生利用の工夫がなされている。</p> | <p>プラスチック資源循環戦略に基づく「バイオプラスチック導入ロードマップ」においては、ライフサイクル全体で持続可能性が高まっていることが確認されたものを使用していくことが導入の基本方針として示されています。また、「プラスチック製買物袋（レジ袋）」は、使用後の影響の観点から、リサイクル調和性の高い『類型1（バイオマスプラスチック（非生分解性）の内、リサイクルに悪影響がないもの。具体的にはバイオマス由来の汎用プラスチック等）』を導入することとされています。</p> <p>その上で、プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による率先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |

| 意見 | | 対応方針 | 計 |
|--------------|---|--|----------|
| | <p>バイオプラスチック導入ロードマップのパブリックコメント案においては、2030年にバイオマスプラスチックの国内導入量を200万トンとする目標設定がされており、複合プラスチックについても対象としている。現状レジ袋に使用されているバイオマスプラスチックは、ほとんどがサトウキビを原料とするブラジル製のバイオPEであり、需要に対して供給が追いついていない状況が続いていることから、国内の様々な資源を活用し、消費者のニーズに応えられる体制にすることが望ましい。</p> | <p>プラスチック資源循環戦略に基づく「バイオプラスチック導入ロードマップ」においては、ライフサイクル全体で持続可能性が高まっていることが確認されたものを使用していくことが導入の基本方針として示されています。また、「プラスチック製買物袋（レジ袋）」は、使用後の影響の観点から、リサイクル調和性の高い『類型1（バイオマスプラスチック（非生分解性）の内、リサイクルに悪影響がないもの。具体的にはバイオマス由来の汎用プラスチック等）』を導入することとされています。</p> <p>その上で、プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による優先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |
| | <p>判断の基準⑤ウ。「素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。」について「ウ. 再生利用のための工夫がなされていること。」又は「ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。ただし、単一素材でなくても再生利用のための工夫がなされていれば、利用してよい。」に修正していただきたい。あえて「素材が単一である」という要件を示すことで、「素材が単一でなくとも再生利用可能な素材」の普及の妨げになり、公正な競争を妨げる可能性がある。</p> | <p>一般に単一素材の製品は、複数の素材を組み合わせることと比較して、再生利用がしやすいことが明らかなものであり、一般的且つ実施に関するハードルも低いと考えられる「再生利用の工夫」の一つとして例示しているものです。</p> <p>複数の素材を組み合わせただけの場合でも、再生利用に関する工夫がなされていれば基準を満たしますが、それについては原文の記述にて十分に読み取れるものと考えます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |
| ④ごみ袋等 | | | 5 |
| プラスチック製ごみ袋 | <p>澱粉系プラスチックなど多様な植物（バイオマス）由来の素材の配合率が25%以上のごみ袋についても対象としていただきたい。</p> | <p>プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による優先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |
| | <p>「プラスチック製ごみ袋」は、レジ袋と同様に、「プラスチック」に限定せず、複合材料として「バイオマス素材の配合率が25%以上のもの」についても対象としていただきたい。バイオポリエチレンを供給できる樹脂メーカーはブラジルのBraskem社に限られており（生産能力：20万t/年）、バイオ由来指定ごみ袋の調達義務化が進めば、将来、バイオPE供給量が不足することが予測される。新型ウイルスによる経済活動の停滞・物流事情の変化、国内での家庭ごみ処理を有料化する自治体の増加により需要が急増すると予想される。また、我が国は、バイオマスプラスチック原料の調達において、多量のCO₂を排出している。以上のことより、バイオマスプラスチック原料調達は、今後、「プラスチック資源循環戦略」及び「2050年カーボンニュートラルの目標達成」に向けて喫緊の課題であり、国内原料を活用したバイオマスプラスチックへの普及・転換に関しても推進を図るべきである。</p> | <p>プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による優先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p> | 1 |

| 意見 | | 対応方針 | 計 |
|------------|--|---|----------|
| | レジ袋と同様に、穀物などの有機物を含む複合プラスチックで製造したごみ袋も対象としていただきたい。 | プラスチックに変換していないバイオマス素材の配合については、現段階では品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものが散見される状況であり、国等の機関による率先調達の対象とするには、個別の素材・製法ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。このため、原文のとおりとします。 | 1 |
| | 判断の基準①エ. の「プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。」の全文削除を求める。 理由1 要件エおよび備考7にあてはまるものが、国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向に示される、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことに適切ではない理由が明確ではない。 理由2 充填剤が、プラスチックへの添加により容量を増すことを主目的としているか、あるいは着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的としているか、調達担当者にとって判断しにくい。 理由3 近年、充填剤を添加した複合素材が普及してきている。複合素材のなかには、気候変動、石油資源枯渇、海洋プラスチック汚染、水資源枯渇などの問題に対する解決策となる機能（温室効果ガス排出量の削減、石油由来樹脂使用量の削減、製造時における水使用量の削減など）を持ち、プラスチックや紙など、従来の素材の代わりとなることで、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことを主目的とするものがある。充填剤を使用することが必ずしも環境負荷の増加にならないことも確認されている。こうした複合素材の技術開発や普及は、大阪G20での複合素材製ごみ袋の採用など、経済社会で受容されているものである。複合素材を開発・製造・使用する企業等においては、複合素材の定義や品質の基準、一般消費者や企業・団体が複合素材を使用する際の処分や再利用などの指針を明確化・統一化していくことで、一般消費者を含むさまざまなステークホルダーの環境配慮行動を支えることを目的に、任意団体も設立されている。現時点で要件エならびに、備考7を記載することは、そうしたイノベーションを阻み、公平性を欠く恐れがある。 | プラスチックを単に増量する目的で添加する「充填剤」については、品質面（強度、耐熱性等）の低下や環境負荷の増加を及ぼす可能性が指摘されており、また、製品を製造する場合にあえて添加する必要もない物質となるため、環境負荷低減に資しないものとして、今回使用しないことを明記するものです。 御意見にある「複合素材のなかには、気候変動、石油資源枯渇、海洋プラスチック汚染、水資源枯渇などの問題に対する解決策となる機能（温室効果ガス排出量の削減、石油由来樹脂使用量の削減、製造時における水使用量の削減など）を持ち、プラスチックや紙など、従来の素材の代わりとなることで、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことを主目的とするもの」については、備考7のとおり、今回定義する「充填剤」には当たらないことを明確に示しており、使用について否定するものではありませんので、御懸念される「イノベーションを阻み、公平性を欠く恐れ」はないと考えます。このため、原文のとおりとします。 | 1 |
| | 判断の基準①「エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。」及び備考7は、充填剤を含む環境配慮型ごみ袋を製造するメーカーによる「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に合致する事業を受容しない結果となる可能性があるため、現時点で追加の必要はない。 | 本判断の基準は、プラスチックを単に増量する目的で添加する「充填剤」の使用を規制しているものであって、プラスチックの機能変化を目的に添加する物質は対象としない旨明確にしています。そのため、環境配慮型ごみ袋を製造するメーカーによる「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に合致する事業については、受容できるものと考えます。このため、原文のとおりとします。 | 1 |
| ⑤全般 | | | 2 |
| 全般 | 再生品の組み込みに必要となるエネルギー量やコストも含めて総エネルギー計算をすべき。電気自動車は実際に排出ガスの抑制になっているのか疑問である。 | 判断の基準等の設定に当たっては、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮して行っております。今後参考とさせていただきます。このため、原文のとおりとします。 | 1 |

| 意見 | | 対応方針 | 計 |
|----|---|---|---|
| | メール及びFAXだけでなく、e-Gov上の意見提出フォームからの提出も認めるべき。 | 意見提出フォームは提出用メールアドレスへのメール送信機能に連動しており、当該フォームからいただいた御意見はメールでの御提出として従前より扱わせていただいております。今後もわかりやすい案内表記となるよう努めてまいります。 | 1 |